

## 災害時における被災者支援に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と東京都行政書士会府中支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多摩市内で地震や風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談・手続業務
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他行政書士法に定める業務に関する相談

2 要請する支援内容は、前項の第1号から第6号に規定する行政書士業務相談の中から、甲乙調整のうえ第4条2項に定める方法により行うものとする。

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害により被害を受けた多摩市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

(支援業務の要請)

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第2条に規定する行政書士業務相談を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

(行政書士の派遣)

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、乙は可能な限り行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

(相談場所の調整及び広報)

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、第2条に規定する行政書士業務相談を実施した場合には、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について行政書士業務相談報告書（第2号様式）により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者（相互の連絡、連携等を主に行う者をいう。）を各々定めなければならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年1月25日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1  
多摩市  
多摩市長 阿部 裕行

乙 東京都多摩市諏訪1丁目67番地1-105  
東京都行政書士会府中支部  
支部長 石原 静